2013 年　第 183 回国会　参議院　予算委員会　第 4 号　平成 25 年 2 月 20 日

NHK テレビ国会中継となった参院予算委員会で、民主党(当時、現維新)の梅村聡議員が協会のリビングウイルをパネルで示し、物議を呼んだ麻生大臣の死生観、それを受けて安倍総理の画期的な発言を引き出した。

○梅村聡君(民主党)　おはようございます。民主党の梅村聡です。

本日は、安倍内閣の基本姿勢ということで集中審議をさせていただきたいと思います。特に、本日、私は、社会保障制度を中心に安倍総理を始め関係閣僚の皆様方に質問させていただきたいと思います。

(中略)

それから、次の話題に行きたいと思いますが、今日は、昨年の七月二十五日にも私、一体改革の特別委員会で少し取り上げたんですが、尊厳死の問題というのを考えていきたいと思います。

まず、一月二十一日の社会保障制度改革国民会議で麻生大臣が、私、これは決して責めるつもりはないんですが、マスコミ報道でこの終末期医療に関して、ちょっと新聞報道を読み上げさせていただきますね。いいかげん死にたいと思っても生きられますからなんて生かされたんじゃかなわない。しかも、政府の金でやってもらっていると思うと、ますます寝覚めが悪い。さっさと死ねるようにしてもらわないとと述べたと。私は少なくとも遺書を書いて、そういうことをしてもらう必要はない、さっさと死ぬからと書いて渡しているが、そういうことができないと死ねませんと述べたと。こういう報道がなされました。

確かに、言葉遣いはちょっと乱暴なところはあるかと思いますし、それからお金の問題と絡めたというのはちょっと不適切だったかなとは思います。それから、発言した場所が国民会議ということだったということもいろんな議論があるかと思いますが、しかし問題は、マスコミの皆さんがこのことを速報で伝えたと。本来、このことが一体どういうことが根底の問題としてあって、私は、本来この発言からいろいろ国民的な議論が広がっていけばよかったのになと、そう思っていますよ。

だから、この新聞の後には、何か野党が問題にする可能性があるとかいう丁寧な解説もありましたけど、私は、全然問題にするものではなくて、むしろ**この発言から終末期医療の在り方、あるいはどういう形で個人が自分の終末期を過ごす自己決定を実現していくのか、そのことが大事だと思います**ので、麻生大臣、改めてこの発言の真意、少しお話しいただきたいと思います。

○財務大臣(麻生太郎君)　誤解を生むような発言をいたして大変申し訳なかったと思っているんですが、私のうちに、おやじのおふくろですけど、十六で嫁に来て、二十四で後家、四人の子供をそれぞれ育てて、子供や何かの方が先に亡くなり、自分は九十一で亡くなったんですけれども、病院に行かず、最期は、十二月の三十一日、大みそかの日、年越しそばを

取って、医者を呼んでくれと。医者が来て、帰るときには長らくお世話になりましたとその医者に挨拶をし、二時間後にひ孫は、おばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっていた。これは我が家の実態経験です。

〔理事小川敏夫君退席、委員長着席〕

うちのおふくろって、まあ嫁ですわな、嫁にして、あんなうまいこと私も死にたいわ、これ我が家全員の実感だったんです。正直なところ、侍の娘で育ったせいもあるんでしょうけれども、痛かったのかも何かも全くそういうことも言わず、少々、後半は少し記憶力がどうかなと思わないでもありませんでしたけれども、少なくとも我々としゃべるときは全く普通にしゃべっておったのが、そういう状態でありましたんで。

私のところはおやじが一番最初に亡くなりましたんで、私は喪主を三回ぐらいやったんだと思いますけれども、三、四回やったと記憶していますが、そういった中にあって、やっぱり人間というのは七十、私も七十二ですけれども、**そろそろあっちの方に近くなってきていますので、やっぱりそこに行くときの行き方として、何となくこれまでの人生を振り返って、尊厳を持って静かに死なせてもらいたいなというのが率直な私の気持ち**でしたし、傍ら、私も先生と同じ病院やっていますから、現場を知らないわけではありませんので、その意味では病院のところにおけますいろいろな家族のいろいろな難しい話もいっぱい見る立場にありましたので、そういった中を考えたときに実に複雑な心境でありましたので、私自身は是非そういった気持ちがあるのでといってきちんとその話を伝えるという、これはあくまでも私の個人の見解というか人生観みたいなものだったんですけれども、言った場所が言った場所、書いた人が書いた人だったものですから、何となく話が全然、先生おっしゃるとおりとは全く別の方向に話が行ったんで、こういうようなことになるんだったら全然意味が違いましたんでこの言葉は取り消させていただきますと言ってその言葉を取り消させていただいたというのがその背景であります。

○梅村聡君　今日の麻生大臣の発言を是非新聞は書いていただきたいと思いますね、その真意というものをね。

この中で、ちょっと麻生大臣、遺書を書いて渡してあるとおっしゃっていましたが、これ、遺書、どういう形で渡されていますか。それ実現されそうですか。

○国務大臣（麻生太郎君）　少なくとも個人のことでありますので、内容を全部言うつもりはありませんけど、尊厳死の宣言書というようなこういったリビングウイルのこの種の話とは違って、一応筆で書いております。それだけです。

○梅村聡君　実は、国民みんながこのことを個人では思っておられるんですね。最期の自らの終末期、そこは尊厳を持ってできるだけ苦痛がないように過ごしたいというのは、これみんなが思っていること。だけど、それを、例えば国会ですとかあるいは政治家の発言になってくると、真意と違うような報道がなされてしまって、結局はその議論をすること自体がタブーになってしまっている。実は、私も今日ここで、テレビ入りの予算委員会でこのテーマを出すことに対しては、ある意味戸惑いもありますし、言い方を一つ間違えればいろんな方

を傷つけることになると。ですから慎重に考えないといけないんですが、一方でこの議論を国会やあるいはいろんなところで国民的に議論していくことが大事なんだと思います。

今日は、遺書ではないんですが、**今、日本尊厳死協会というところがこの会員証というものを出しております、これ現物ですけれども。この裏にちっちゃな字で書いてあるんですが、それを拡大したものが今フリップで出させていただいております。これはリビングウイルというものでありまして、これは以下の三項目、一番、私の傷病が、現代の医学で不治の状態であり、既に死が迫っていると診断された場合には、ただ単に死期を延ばすためだけの延命措置はお断りします、二番、ただしこの場合、私の苦痛を和らげるためには、麻薬などの適切な使用により十分な緩和医療を行ってください、三番、私が回復不能な遷延性意識障害に陥ったときは生命維持措置を取りやめてください、以上、私の宣言による要望を忠実に果たしてくださった方々に深く感謝申し上げるとともに、その方々が私の要望に従ってくださった行為一切の責任は私自身にあることを付記いたします、こういうカードなんです。**

私、これが遺書に当たるかどうか分かりませんが、意思表示、リビングウイルということだったと思うんですが、ちょっとこれ法務省にお聞きしたいんですが、カードを持っていることはいいんですけれども、**このカードが実際に、きちっとこの意思が医療機関に伝わって実現をされるのかどうか、ここの担保がないんですね。特に独居の方あるいは認知症等意識がない方、こういう方々の意思表示というのはこれは法的に担保されていない。私は素人的に、それを担保するとすれば、成年後見制度等を使えばそれをきちっと実現できるのかなと思いますが、こういった内容というのは成年後見制度の中で想定されているんでしょうか。**

梅村聡議員国会質問2013年2月20日参院予算委員会

○法務大臣官房審議官（萩本修君）　御指摘のありました成年後見制度は判断能力が衰えた人を支援する制度でございますが、その中で特に任意後見制度というのがございまして、これは、将来自分の判断能力が衰え、生活をしていく上で必要な預貯金の払戻しや財産管理な

どの行為を自分ですることができなくなった場合に備えて、判断能力が十分あるうちにあらかじめ自分の代理人を選任しておき、実際に判断能力が低下したときにその代理人に預貯金の払戻しや財産管理などの行為を自分に代わってやってもらうという制度でございます。

この場合の**代理人のことを任意後見人と呼んでおりますけれども、この任意後見人は、今申し上げましたとおり、あくまで財産管理などの行為を本人に代わって行う代理人という立場にすぎません。委員御指摘のような、尊厳死を宣言したい人の意思をどのようにして尊重するか、不治の病などで死期が迫っているという場面で延命措置を拒否するかどうかといったような話はその人の生死を決定するようなとても重い事柄ですので、およそこの代理には親しまないものと考えられます。**

したがいまして、そのような事柄について、成年後見制度あるいはその中の任意後見制度を活用することはちょっと難しいのではないかと考えているところでございます。

○梅村聡君　成年後見制度を使うのは難しいということが分かりましたけど、そうしますと、さっきの宣言書ですね、リビングウイルをどれだけ法的にきちんと担保ができるのかということが大事だと思います。

今回の一体改革の推進法、先ほどからちょっと甘利大臣ともやり取りした**推進法の第六条三号に、「医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。」、こういう文言がありますが、こういうものに対して厚生労働省としてこれまでどういう取組をされてきたのか、あるいはこれからどういうことを考えておられるのか、**お聞きしたいと思います。

○厚労大臣（田村憲久君）　御本人の希望をかなえた終末期の医療行為というものを、これをどう実現していくかという話でございます。

やはり一つは、お医者様が十分な情報を提供していただいて御説明もいただくということが前提になろうと思います。その上で、御本人の気持ちをそんたくした上で終末期の医療をやっていただくと。

ただ、それはなかなか、今どこで担保するんだというお話がございましたので、平成十九年に一定のガイドラインを作りました。それまでいろんな事件が起こって裁判闘争になったわけでありますけれども、それ以降はそのような問題はないというふうに聞いておりますので、今のところ問題自体は一応鎮静化はしておりますが、ただ一方で、お医者様のいろんなお話をお聞きしますと、そうはいっても、どこで担保されているのか、これは不安だというお話もお聞きいたしております。

一定の**議員連盟の中でこの法案を提出を準備されているというお話もお聞きいたしておりますけれども、なかなか生命観、倫理観、これにかかわってくる問題でございますので、我が方として法整備云々というのはまだ検討いたしておるような状況ではございません。**

○梅村聡君　最後に、安倍総理に感想をお聞きしたいんですが、私はこれは法制化が必要に

なってくると思います。というのは、確かにガイドラインというのはあります。だけど、それをどのように個人の意思をきちんと反映できるのか。

日本は国民皆保険制度の国ですから、延命をしてほしいという権利、これは十分に実現されます。ですから、延命してくださいと言えば一生懸命お医者さんもやってくれます。だけど、私はそれを拒否しますという、これも権利なんですね。ところが、その権利というのは今の日本では十分に担保をされていない。そのことも同時に担保しなければ、個人の尊厳ある終末期ということを過ごせることができません。

ですから、私はこの尊厳死の法制化を考える議員連盟の一員ですので、法的にどう担保していくかということは、これは一議員としてこれからもやっていきたいと思いますが、こういった法的担保の必要性、あるいは尊厳死ということについて、最後に安倍総理に御感想をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　今委員の指摘されたこの問題、**尊厳死は、極めて重い問題であると、このように思いますが、大切なことは、これは言わば医療費との関連で考えないことだろうと思います。あくまでも自分の人生の最期をどう閉じたいかということについて議論をしていくことが重要ではないかと思います。最期の段階において望んでもいない延命措置をされる、こういうことがないようにどう担保していくか。**

こういう議論をいたしますといろんな方々から様々な批判が来るということはありますし、事実、今議連の皆様のところにもそういう電話等もあるというふうに聞いておりますので、議論自体が非常に慎重になりがちではありますが、そういう言わば人間が本来持っている、最期は尊厳を持って人生を終わりたいと、これが実現するように、そしてお医者様の側も安心してそう対応できるようなそういう仕組みは考えていきたいと、このように思います。

詳しくは参議院インターネット中継
http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php

安倍総理発言
「尊厳ある最期実現できる仕組みを考えたい」
参議院予算委員会：2013年2月20日

「尊厳死はきわめて重い問題である。大切なのは、医療費との問題で考えないことで、あくまで自分の人生の最期をどう閉じるかを議論することが重要である。こうした議論には批判もあると聞き、慎重になりがちだが、個人が望んでいない延命治療をされることがないよう、医師も安心して対応できるような仕組みを考えていきたい」